

(1) サービス提供地域

事業所から5km圏内

(2) 営業時間

年中無休

(3) サービス職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1	0	1
看護師	5	0	5
准看護師	2	1	2

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

- (1) 介護保険：要介護状態（要支援状態）となられた利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針>

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

- (1) 症状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- (5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (6) 住まいの療養環境の調整と支援
- (7) 苦痛の緩和と看護
- (8) その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

5 利用料金

(1) 介護報酬により計算

診療内容	算定回数等	単位	
訪問看護費	1回につき	266単位	20分未満
		399単位	30分未満
		574単位	30分以上1時間未満
		844単位	1時間以上1時間30分未満
予防訪問看護費	1回につき	256単位	20分未満
		382単位	30分未満
		553単位	30分以上1時間未満
		814単位	1時間以上1時間未満
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	1月につき	2,961単位	准看護師による訪問が1回でもある場合は所定単位数の98%を算定
要介護5の場合		800単位	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合のみ該当

特別訪問看護指示が発行された場合の減算	1日につき	-97単位	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合のみ該当	
早朝・夜間加算	1回につき	訪問看護費の25/100		
深夜加算		訪問看護費の50/100		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6単位		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3単位		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	50単位	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合のみ該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		25単位	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合のみ該当	
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350単位		
初回加算(Ⅱ)		300単位		
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		325単位		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		315単位		
看護・介護職員連携強化加算		250単位		
看護体制強化加算(Ⅰ)		550単位		
看護体制強化加算(Ⅱ)		200単位		
看護体制強化加算(支援)		100単位		
専門管理加算		250単位		
特別管理加算(Ⅰ)		500単位		
特別管理加算(Ⅱ)		250単位		
ターミナルケア加算		死亡月につき		2500単位
口腔連携強化加算		1回につき		50単位
遠隔死亡診断補助加算	150単位			
長時間訪問看護加算	1回につき	300単位	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満		254単位	30分未満	
		複数名訪問加算(Ⅰ)30分以上	402単位	30分以上
複数名訪問加算(Ⅱ)30分未満		201単位	30分未満	
複数名訪問加算(Ⅱ)30分以上		317単位	30分以上	
退院時共同指導加算		600単位		
同一建物減算20人以上	所定単位数の90%を算定			
同一建物減算50人以上	所定単位数の85%を算定			

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

(基本単位数×加算)×10.42(地域区分)で、負担割合に応じた割合の請求金額になります。

准看護師が訪問した場合の月額料金は所定単位数の90%で算定します。(定期巡回と連携の場合は、98%で算定します)ただし、介護保険給付額の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

○その他のサービスの加算料金

項目	基本料金
死後の処置料	

(2)キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先:医療法人社団幸紀会 安江病院 TEL 058-253-7745)

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日までの17時までにご連絡がなかった場合	予定訪問分の実費相当分の1/2

(3)交通費

サービス提供地域以外の地域につきましては交通費として500円(税抜)が必要となります。

(4)料金の支払方法

①毎月10日前後に、前月利用分の請求書及び明細書を発行いたします。利用料のお支払いは原則銀行引き落としとなり、

毎月23日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に前月利用分の引き落としとなっております。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談下さい。重要事項説明後に訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに口頭でお申し出ください。

②自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合(3ヶ月以上)

・サービス休止して3か月以上経過した場合

・利用者が亡くなられた場合

③その他

・入院・入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者他に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができません。

・サービスの提供を中止する場合

(1)利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10日以内に支払わない場合

(2)利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービス継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービス終了とさせていただきます。

(3)雪や台風による天候不良時には原則訪問中止とさせていただきます。

・保険証等について、初回利用時、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。

看護師等は、年金の管理、金銭の取扱いは致しません。

看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7 事故発生時の対応

(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当確損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

8 守秘義務

(1)事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者の家族又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な利用がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

(2)事業者は、事業者の従業者は退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

(3)事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案の為のサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(4) (1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通知ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

9 行政機関その他の苦情受付・相談機関

[受付時間 月～金(年末年始、祝祭日を除く) 午前9時00分～午後5時00分]

岐阜県庁 健康福祉部高齢福祉課	所在地	岐阜市藪田南2丁目1番1
	電話番号	(058)272-1111
国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	(058)275-9826

岐阜県社会福祉協議会	所在地 電話番号	岐阜市下奈良2丁目2番1号 (058)273-1111
岐阜市役所介護保険課	所在地 電話番号	岐阜市今沢町18番地 (058)265-4141

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医	安江 紀裕
	連絡先	058-253-7745
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		看護師の判断
連絡方法		電話

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人社団幸紀会 安江病院

説明者

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行者氏名

利用者との続柄